

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年1月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼	
	☐ 知事	☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	富山県	執行機関名 上市町長	
3. 市区町村名	上市町		
4. 届出番号			
5. 独自利用事務の事例番号	57-1		ひとり親等の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等		
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月18日		
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼	
9. 評価書番号			
10. 保護評価書の名称			
11. 保護評価書のURLリンク			
12. 委任関係		▼	

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	56	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	81	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年上市町条例第26号) 別表第1 第2の項 上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって(児童の福祉の増進)を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、(ひとり親家庭等)に対し医療費の一部を助成し、もって(ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成5年上市町規則第17号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 1 号	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)第4条の規定による認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 1 号 ホ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第1項第1号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 1 号 ヘ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第2項第1号、第2号、第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 1 号 ト	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 6 号	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成5年上市町規則第17号)第5条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成5年上市町規則第17号)第5条の規定による更新の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 6 号 ホ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第1項第1号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 6 号 ヘ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第2項第1号、第2号、第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 6 号 ト	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項第1号、第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 2 号	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)第7条
②事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)第7条の規定による受給資格変更に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 2 号 ホ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第1項第1号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
利用特定個人情報2		

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 83 条 項 2 号 へ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項第1号、第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務4	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)第4条の規定による認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｵ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｴ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｴ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｴ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報6		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｴ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
事務5	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成5年上市町規則第17号)第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成5年上市町規則第17号)第5条の規定による更新の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｵ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ㄱ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ㄴ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ㄷ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報6		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ㄹ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)第7条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成5年上市町条例第14号)第7条の規定による受給資格変更に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 ㄱ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 ㄴ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 ㄱ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 ㄴ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 ㄷ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項、上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報6		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 ㄹ	上市町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）

備考	
----	--